2026年戦略的投資優先計画の承認・発効

2026 年 5 月 21 日、マルコス大統領により、2026 年戦略的投資優先計画が承認された。今回は同計画の日系企業に大きく影響を与える部分について解説を行う。

2026年9月18日
グラントソントン　フィリピン
シニアマネージャー　種平　綾
E-mail：aya.tanehira@ph.gt.com

一. はじめに

2026年5月、2026年戦略的投資優先計画（SIPP-Strategic Investment Priority Plan）が承認された。CREATE MORE法（改正企業復興税優遇法、共和国法第12066号、2024年11月施行）に基づく初めてのSIPPであり、CREATE法（企業復興税優遇法、共和国法第11534号、2021年4月施行）に基づき策定された2022年SIPPの税制優遇措置から、約4年が経過しての承認となった。CREATE法より以前の制度と異なり、SIPPは原則として、記載されたアクティビティのみが優遇税制の対象となる。アクティビティはTier1、Tier2、Tier3の階層に分けられ、アクティビティの階層とプロジェクトの立地に応じた税制優遇措置と優遇期間が設けられている。この仕組みはCREATE MORE法にも引き継がれている。一方で、2022年SIPPから2026年SIPPへは、対象となるアクティビティに大きな変更が加えられている。本稿ではアクティビティのそれぞれの階層ごとに解説するとともに、CREATE法からCREATE MORE法への改正に伴い延長された優遇期間について説明する。

なお、2026年SIPPは、官報や新聞等へ2026年6月2日に公表されてから15日後に有効となることから、2026年6月17日が有効日となる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

二. アクティビティ

1. Tier1

2022年SIPPでは、項目は明示せず、2020年投資優先計画の全てのアクティビティがTier1に含まれる包括的な取り扱いとなっていた。一方、2026年SIPPではTier1のアクティビティが具体的に明示されている点で大きく異なる。また、サステナビリティ推進につながる分野が新たに対象となった。

基本概念	
（1）	雇用創出のポテンシャルが高いもの
（2）	市場の失敗により、基礎的な財やサービスの供給不足が生じている分野で実施するもの
（3）	技術革新や高度化、あるいはバリューチェーンにおける上位移行を通じて付加価値を創出するもの
（4）	産業の発展に極めて重要な分野に必要不可欠なサポートを提供するもの
（5）	潜在的な比較優位性によって台頭しているもの
優先アクティビティ	
1. 現在の基盤産業	
a.	農業、漁業、林業
b.	製造業
	・ 農林水産物の加工品、医薬品、半導体・電子機器、機械・設備、造船、鉄鋼、セメント、付加価値製造業
c.	ハラル・コーシャおよび有機関連事業
d.	サービス
	・ クリエイティブ産業・知識集約型産業、船舶修繕 ・ 航空機の整備・修繕・分解修理、最先端の設計・調達・建設（EPC）…新たに追加
e.	医療および防災・減災管理サービス
f.	インフラ・物流
	・ 通信、住宅、航空・水上・陸上輸送、研修・教育施設、港湾・ターミナル、試験ラボラトリー・施設、国内工業団地 ・ LNG貯蔵・再ガス化施設、石油・ガス用パイプライン、フルフィルメントセンター、教育都市…新たに追加
g.	エネルギー
	・ エネルギー資源の探査・開発、発電プロジェクト ・ エネルギー貯蔵システム…新たに追加
2. サステナビリティ関連産業（新設）	
a.	農業廃棄物、有害廃棄物処理
b.	大規模水処理・給水事業

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

優先アクティビティ	
c.	廃水処理
d.	環境・気候変動関連プロジェクト

2. Tier2

Tier1と同様に、サステナビリティ関連分野が新たに追加された。

基本概念	
国内では生産されていないが、産業の発展に極めて重要な供給品や部品・構成部品、および中間サービスを生産する活動や、原油精製を含む輸入代替活動が含まれる。	
優先アクティビティ	
1. 防衛関連サービス（新設）	
2. 産業バリューチェーンの補完	
a.	IC設計
b.	淡水化プラント（新設）
c.	サプライチェーン/バリューチェーンの強化
	・ 鉄鋼、原油精製、輸入代替
d.	サステナビリティ関連（新設）
	・ 電気自動車（EV）および部品・構成部品、EVインフラ、近代的公共陸上輸送、省エネ船舶・航空機、持続可能な航空燃料SAF、戦略的・重要鉱物とグリーンメタル、バイオプラスチック・バイオポリマー、統合廃棄物管理・処分・リサイクル、再生可能エネルギー
e.	医療関連
3. 食料安全保障関連	

3. Tier3の概要

2022年SIPPと比べて、2026年SIPPでは対象となるアクティビティが大きく増加した。

基本概念	
（1）	明白かつ重要な付加価値の創出、より高い生産性、効率性の向上、科学・保健分野における飛躍的な進歩、高付加価値な雇用につながる研究開発
（2）	市場の失敗により、基礎的な財やサービスの供給不足が生じている分野で実施するもの
（3）	登録企業が所有する、または共同所有する特許、意匠、著作権、実用新案の商業化
（4）	高度技術製造
（5）	経済の構造転換に極めて重要であり、世界の水準に追いつくための抜本的な取り組みが必要となる、サイバーセキュリティや人工知能、データセンター等の分野

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

優先アクティビティ	
1. 科学・技術・イノベーション関連	
a.	研究および開発
b.	特許、意匠、著作権、実用新案の商業化
c.	航空宇宙
d.	ウエハー製造
e.	防衛関連製造（新設）
f.	水素エネルギー（新設）
g.	原子力エネルギー（新設）
h.	サイバーセキュリティ（新設）
i.	人工知能およびデータサイエンス（新設）
j.	量子技術（新設）
k.	インダストリー4.0および5.0技術の導入
l.	地理空間解析（新設）
m.	3Dプリンティング技術（新設）
n.	現代バイオテクノロジー（新設）
o.	新たなハイブリッド種子の生産・導入（新設）
p.	革新的な製品・サービス
2. 科学・技術・イノベーションの支援施設（新設）	

4. 輸出活動

Tier2またはTier3の要件を満たす場合を除いて、Tier1に分類される。

1.	輸出製品の生産および製造（生産量に対して輸出比率70%以上の要件）
2.	サービスの輸出（海外の顧客へ提供され、外貨で取引される活動が対象。輸出比率70%以上の要件）
3.	輸出業者の支援

5. 特別法

共和国法第9513号および第12024号に基づくプロジェクトを除き、Tier2またはTier3の要件を満たす場合を除いて、Tier1に分類される。

1.	全ての投資促進機関（IPAs）に適用
	書籍の出版、観光、PPPインフラまたは開発プロジェクト・サービス等
2.	投資委員会（BOI）のみに適用
	植林、鉱業、再生可能エネルギー等

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

6. 地域別優先活動

Tier2またはTier3の要件を満たす場合を除いて、Tier1に分類される。

1.	バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域
	ハラル観光、イスラム銀行法に基づく投資事業

三. 税制優遇制度

1. 概要

SIPP では、Tier1、Tier2、Tier3 のアクティビティの階層とプロジェクトの立地に応じた税制優遇措置と優遇期間が設けられている。税制優遇措置には、法人所得税免税期間（Income Tax Holiday （ITH））、特別法人税 （Special Corporate Income Tax （SCIT）） 、追加控除制度 （Enhanced Deductions Regime （EDR）） があり、アクティビティの階層が高いほど（Tier3 が一番高い）、またマニラ首都圏 （NCR）から遠いプロジェクトの立地ほど、優遇期間が長く付与される仕組みとなっている。

2. 適用可能な最長優遇期間

2022年SIPPから2026年SIPPへは、CREATE法からCREATE MORE法への改正に伴い、ITH終了後のEDRやSCITの最長優遇期間が大幅に延長されている。

以下は、CREATE MORE法に基づく優遇期間の一覧表である。

・輸出企業（投資促進機関が承認するケース）

	Tier1	Tier2	Tier3
マニラ首都圏（NCR）	4年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 14 年間の EDR/SCIT	5年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 15年間のEDR/SCIT	6年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 16年間のEDR/SCIT
主要都市圏、 NCR に隣接する地域	5年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 15年間のEDR/SCIT	6年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 16年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 17年間のEDR/SCIT
その他の全ての地域	6年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 16年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 17年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋10年間のEDR/SCIT または 17年間のEDR/SCIT

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

・国内市場向け企業（投資促進機関が承認するケース）

	Tier1	Tier2	Tier3
マニラ首都圏（NCR）	4年間のITH＋10年間のEDR または 14 年間の EDR	5年間のITH＋10年間のEDR または 15年間のEDR	6年間のITH＋10年間のEDR または 16年間のEDR
主要都市圏、 NCR に隣接する地域	5年間のITH＋10年間のEDR または 15年間のEDR	6年間のITH＋10年間のEDR または 16年間のEDR	7年間のITH＋10年間のEDR または 17年間のEDR
その他の全ての地域	6年間のITH＋10年間のEDR または 16年間のEDR	7年間のITH＋10年間のEDR または 17年間のEDR	7年間のITH＋10年間のEDR または 17年間のEDR

・輸出企業（財政インセンティブ審査委員会が承認するケース）

	Tier1	Tier2	Tier3
マニラ首都圏（NCR）	4年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 24 年間の EDR/SCIT	5年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 25年間のEDR/SCIT	6年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 26年間のEDR/SCIT
主要都市圏、 NCR に隣接する地域	5年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 25年間のEDR/SCIT	6年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 26年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 27年間のEDR/SCIT
その他の全ての地域	6年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 26年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 27年間のEDR/SCIT	7年間のITH＋20年間のEDR/SCIT または 27年間のEDR/SCIT

・国内市場向け企業（財政インセンティブ審査委員会が承認するケース）

	Tier1	Tier2	Tier3
マニラ首都圏（NCR）	4年間のITH＋20年間のEDR または 24 年間の EDR	5年間のITH＋20年間のEDR または 25年間のEDR	6年間のITH＋20年間のEDR または 26年間のEDR
主要都市圏、 NCR に隣接する地域	5年間のITH＋20年間のEDR または 25年間のEDR	6年間のITH＋20年間のEDR または 26年間のEDR	7年間のITH＋20年間のEDR または 27年間のEDR
その他の全ての地域	6年間のITH＋20年間のEDR または 26年間のEDR	7年間のITH＋20年間のEDR または 27年間のEDR	7年間のITH＋20年間のEDR または 27年間のEDR

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

四. 日系企業への影響

フィリピンに新規進出や事業拡大を検討している企業にとって、自社のプロジェクトがSIPPに記載されているアクティビティに該当するか否かが重要な検討事項となる。SIPPは改正内税法（NIRC−National Internal Revenue Code）に基づき、3年ごとに改正されると規定されている。2022年SIPPに基づいて既に承認されたプロジェクトに適用されている税制優遇措置や優遇期間は引き続き有効であるが、新規の適用や適用の見直しに当たっては、2026年SIPPに基づき検討する点に留意する必要がある。また、2026年SIPPは優先アクティビティの概要の規定に留まることから、今後、投資委員会から公表されるSIPPに関する具体的なガイドラインで、優先アクティビティの個々の詳細な要件や規定を必ず確認した上で、適宜、投資促進機関に照会を行い、税制優遇措置を享受できるよう進めることが重要であると考えられる。

以上

○P&A Grant Thorntonはフィリピンにおける大手会計事務所のひとつです。経験豊富なプロフェッショナル人材を揃え、品質の高い会計・税務サービスを提供し、お客様の事業の成長の実現をサポートしています。

執筆者紹介

○種平　綾

Grant Thornton Philippines ジャパンデスク シニアマネージャー 公認会計士

2015年公認会計士登録。大手監査法人等において、主に金融商品取引法監査・会社法監査・内部統制構築支援業務等に従事。22年９月より太陽有限責任監査法人（グラントソントン・ジャパン）に勤務。IFRS適用会社や海外に事業を展開する会社の法定監査に従事した後、26年１月よりフィリピンのP＆A（グラントソントン・フィリピン）に出向中。

【企画・編集】

株式会社三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

アジア・大洋州グループ

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。